

## テロ対策を口実とする戦争する国づくりに反対し、海外での武力行使を 解禁する安全保障法制「整備」の即時中止を求める決議

1 安倍首相は、過激組織「イスラム国」により邦人が拘束された虞があることを十分に知りながら、2015年1月16日から21日にかけて、多数の企業・団体の幹部ら（経済ミッション）を引き連れてエジプト、イスラエル等の中東訪問を行った。1月17日には、エジプト・カイロでの日本エジプト経済合同委員会において、「地道な人材開発、インフラ整備を含め、ISIL（イスラム国）とたたかう周辺各国に総額で2億ドル程度、支援を約束します」と演説した。安倍首相は、後にこの「2億ドル」が人道支援であると説明したが、「2億ドル」の大半はODAであり、「地道な人材開発とインフラの整備」は直接的な人道支援とは本来区別されるべきものである。さらに安倍首相は、同月19日、訪問中のイスラエルで、イスラム過激派の台頭とテロ対策について同国との連携を強化する方針で一致したと報じられている。

その直後である同月20日、「イスラム国」は2邦人を人質として日本に身代金を要求する動画を公開し、その後、交渉が進展しないまま人質とされた2邦人の殺害が続けて報じられるという事件が発生した。国際紛争に積極的に介入しようとする安倍首相の中東訪問、資金供与方針、その演説が事件の引き金になったことは明らかである。同首相のかかげる「積極的平和主義」は、日本や日本人の安全にはつながらず、テロや紛争の危険をもたらすものであることが明白である。

安倍政権は、このような事件の直後であるにもかかわらず、2月10日、それまでのODA大綱に代わる「開発協力大綱」を閣議決定し、ODAによる他国軍への直接支援を解禁した。軍への支援は非軍事の分野に限るとされているが、軍事転用を防ぐ運用基準は盛り込まれていない。安倍政権のこうした姿勢は、テロや軍事的紛争の緊張を高めるものにほかならず、強く抗議するとともに、日本の軍事大国化を目論む「積極的平和主義」から転換し、憲法9条に基づく非戦・非軍事の平和主義を堅持することを求める。非戦・非軍事の平和外交こそ、日本と世界に平和と安全をもたらすものである。

2 「イスラム国」による人質殺害事件は、それ自体、極めて卑劣かつ残忍な犯罪行為であって、強く非難し、抗議するものである。このようなテロ行為が繰り返されることはあってはならないが、その対策は、国連安保理決議に基づく外交的取り組みによるべきである。安倍首相は、同事件に関連する国会質疑の中で、「自衛隊の持てる能力を生かして、対応できるようにする」「わが党はすでに憲法9条についての改正案を示している。それは国民の生命と財産を守る責務を果たすためだ」などと発言している。テロに対して報復的な軍事的対応を強めることは、暴力・武力行使の連鎖を招くだけであり、日本や世界の平和と安全を脅かすものである。テロ対

策を口実にして、海外での武力行使解禁を加速することは許されない。テロを根絶するためには、その背景にある貧困や不平等の問題を解決しなければならず、イラク侵略戦争をはじめとする違法な戦争がもたらした害悪についての歴史的な検証が必要不可欠である。

3 「イスラム国」による邦人殺害事件発生以降、政府の対応等を批判する言論に対し、「テロリストと同じ」「テロリストを利するだけ」「テロに屈することになる」との言辞をもって非難を加え、これを抑圧する動きが強まっている。安倍首相自身が、国会質疑の中で、日本共産党小池晃参議院議員の質問に対し、「小池氏の質問は、まるでI S I Lを批判してはならないような印象を受ける。それはまさにテロに屈することになる」と発言した。首相自ら、「テロに屈してはならない」というレトリックを用いて、政権への批判を封じ込めようとする姿勢を示したものであって、厳しく批判されなければならない。

「イスラム国」人質事件に関する政府の対応については、人命尊重の観点から適切なものだったのかどうかについて、国民の目線で公正かつ十分な検証が必要である。政府は、昨年時点で二人の日本人の拘束の事実を把握していながら、1月20日の動画公開まで、現地対策本部の人的体制の強化を図っておらず、邦人救助の責任を適切に果たしたとは到底いえない。しかし、政府は、特定秘密に該当する情報が含まれるとして、情報開示を拒む姿勢を示している。

自由法曹団は、政府に批判的な言論を抑圧しようとするあらゆる策動に断固抗議するとともに、特定秘密指定を利用して検証を阻もうとする政府の姿勢を厳しく批判するものである。

4 安倍政権は、今通常国会で、昨年7月1日の閣議決定を踏まえて、集団的自衛権を行使するための「存立事態」概念の導入、自衛隊の多国籍軍への関与を大幅に拡大する「恒久法」制定、武器使用を伴う邦人救出のための自衛隊派遣解禁等を内容とする安全保障法制「整備」を目論んでいる。2月13日からは、そのための与党協議が開始された。今般の安全保障法制「整備」は、海外での武力行使を解禁する解釈・立法改憲にほかならず、自由法曹団は、これに強く抗議するとともに、直ちに中止することを求める。違憲の7・1閣議決定は撤回すべきである。

戦後70周年の今年、日本が戦争する国に作り変えられることを許してはならない。

自由法曹団は、日本国憲法の平和主義を守りぬくため、街頭宣伝、集会、学習会、署名集め等を精力的に進め、草の根から大きな運動を巻き起こすことに全力で奮闘する決意である。

2015年2月21日

自由法曹団・奈良拡大常任幹事会